

(第一類 第八号)

第五十一回国会 農林水産委員会 議 録 第十八号

(三三三)

昭和四十一年三月二十四日(木曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事 大石 武一君

理事 館林三喜男君

理事 赤路 友藏君

理事 芳賀 貢君

理事 伊東 隆治君

金子 岩三君

坂村 吉正君

田邊 國男君

丹羽 兵助君

野呂 恭一君

松田 鐵藏君

江田 三郎君

西宮 弘君

湯山 勇君

出席政府委員

農林政務次官 飯谷 忠男君

農林事務官 森本 修君

(農林経済局長) 農林事務官 檜垣徳太郎君

農林事務官 (畜産局長) 委員外の出席者

農林技官 (農林経済局調査課長) 堀江 亮次君

農林技官 (農林経済局統計課長) 計調査部農林統計課長 和氣 洋君

農林技官 専 門 員 松任谷健太郎君

(内閣提出第九七号)
農業信用基金協会の一部を改正する法律案
(内閣提出第九八号)
農林水産業の振興に関する件(乳価問題)

○中川委員長 これより会議を開きます。

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案
及び農業信用基金協会の一部を改正する法律案
を一括議題といたします。

両案に対する質疑は昨二十三日すでに終了いたしました。

これより両案を一括して討論に付するものであります。別討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中川委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、農業信用基金協会の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中川委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○中川委員長 この際、芳賀貢君外二名から、ただいま可決いたしました両案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨の説明を求めます。芳賀貢君。

○芳賀委員 ただいま可決されました農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案及び農業信用

基金協会の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党並びに民主社会党を代表いたしまして、附帯決議を付するの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案及び農業信用基金協会の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、農業近代化資金制度の円滑な運営をはかるため、左記各項の実現に努めるべきである。

記

一、北海道等地域によっては固定化負債が重圧となつて農家の経営改善意欲を阻害している実情にかんがみ、自作農維持資金の積極的活用等所要の措置を講ずること。

二、貸付案件については一般金融情勢と農業経営の現状に即し、金利を年五分以内に引下げ等その改善措置に努めること。

三、農業信用保険協会の資金に対する手当については時期的にも余裕をもつて政府からの交付金の交付等により遺憾のないよう措置すること。

四、農業信用保険協会の業務運営の実績等を勘案し、将来包括保険に一本化することを検討すること。

右決議する。

以上であります。

附帯決議の内容については、先日来の当委員会における質疑の中におきまして、委員の発言あるいは政府の答弁等において明らかになっておりますので、この際趣旨の説明を省略いたしまして、附帯決議について委員各位の満場一致の御賛成を御期待申し上げるわけであります。(拍手)

○中川委員長 本動議について別に発言もないようでございますので、直ちに採決いたします。

ただいまの芳賀貢君外二名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中川委員長 起立総員。よって、両案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、政府の所信を求めます。飯谷農林政務次官。

○飯谷政府委員 ただいま決議いただきました附帯決議につきましては、御趣旨を十分尊重いたしまして、誠意をもつて努力いたしてまいりたいと存じます。

○中川委員長 なお、ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○中川委員長 農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許可いたします。芳賀貢君。

○芳賀委員 この際、四月一日から実施される加工乳の不足払い制度の運用の問題等を中心としたしまして、政府に対して問題となる点をただしたいと思つてあります。

この問題につきましては、昨午当委員会において法案審議の際、実施さるべき時期に問題となる点については、相当時間費して審議をしておりま

本日の会議に付した案件

農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

第一類第八号 農林水産委員会議録第十八号

昭和四十一年三月二十四日

すので、昨年の委員会の審議の中で、実行段階において危惧されるような点については、委員会としてもいまだに政府を全面的に信頼するわけにはまいりませんので、それらの問題を中心としてお尋ねしたいと思うわけであります。

第一の点につきましては、不足払いの法律の実施にあたりまして、生産者の生産したなま乳に対する保証価格を設定することになっておるわけでありまして、この保証価格の決定については、従来の畜産物価格審議会に農林大臣が諮問をいたしまして、審議会の意見を徴して、三月末日までに農林大臣が保証価格並びに基準取引価格等については告示しなければならぬということになっております。また審議会に対する諮問の事務につきましては、聞くところによりますと、明二十五日並びに二十八日、二十九日の三日間にわたって、保証価格の問題あるいは畜肉等に関する審議会が開かれるというふうに承知しておるわけでありまして、政府においても万々準備完了と推察しておるわけでありまして、そこで、ただいま申し上げました保証価格の算定方式等について、まず、局長から詳細に説明を願いたいと思ひます。

○榎垣政府委員 御質問のとおり、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の施行に伴ひまして、四月一日から新しい加工原料乳に対する価格制度が発足をいたすわけでございます。その準備をいたしまして、御指摘にありましたように、加工原料乳の生産者の段階における保証価格の決定、それから生産者と乳業者との現実の取引をいたしますための基準となるべき基準取引価格の決定等、政府として決定告示をする必要があるわけでございます。そのために、法の規定に基づきまして、畜産物価格審議会に諮問をいたしまして、その答申を受けた上で、早急にこれらの価格を決定をいたしたいというふうに準備を取り進めておる次第でございます。審議会は、明二十五日、二十八日、二十九日の三日間にわたって開催をするよう予定をいたしております。

そこで、加工原料乳の保証価格の算定の方式に

つきましては、法律にもございまして、加工原料乳の主要生産地における生乳の再生産を確保することを旨として算定をする、その他経済事情、需給の関係等勘案すべき勘案事項がございまして、基本的にはただいまのような考え方に立つて決定をすべきものと心得ておるわけでございまして、具体的に、しからば再生産の確保を旨とするという場合、いかなる算定方式をとるかということでございますが、この算定方式自身も、審議会に対する諮問の内容の一部になるが、価格決定にあたり留意すべき事項の内容をなすものだと思いますが、政府として諮問の際の参考資料として算定をいたします場合の方式としては、加工原料乳地域におきまして価格設定年度、つまり昭和四十一年度の生乳推定生産費を算出をいたしまして、これに農林省で調査をいたしました加工原料乳地帯における価格決定年度の推定集送乳経費というものを加算いたしましたものを、保証価格として取りきめたいというふうに考えておるわけでございまして、まず、保証価格の算定の方式についてお答えをいたしておきます。

○芳賀委員 いま聞いてゐるのは、そういうことでなくて、算定方式が当然必要なことは言うまでもありませんので、その算定の内容をなすそれぞれの要素等について、どういふ方式でやるかという点であります。それで、問題を区分してお尋ねしますが、いまの局長の答弁からいいますと、四十一年度の推定生産費を算定する場合の対象は、全国の各都道府県において、数量の大小にかかわらず、飲用乳、加工乳の割合の相違はあるが、一〇〇%加工乳だけを出す都道府県とか、あるいは一〇〇%飲用乳というような、そういう一方だけの生産あるいは販売の都道府県というものは、これはないわけですね。したがって、主要なる生産地だけに限定して推定生産費をきめるということ、主要でない都道府県における加工乳を販売しなければならぬ生産者に対して、その地域の生産事情あるいは経済事情というものを反映させることができるかどうかということが問題になるわけで

す。われわれ社会党としては、昨年御承知の牛乳法案を提案して審議を行なつたわけですから、社会党の牛乳法の内容というものは、局長も御存じのとおりでありまして、われわれとしては、局部的な地域における生産費というものを採用するということに対しては、否定する立場に立つておるわけですから、原則論についてここで論議する考えはありませんが、全国各都道府県において政府が実行する制度のもとで、加工牛乳というものを農林大臣が認定して、生産者団体を通じて販売されるということになれば、一局部的な地域だけの生産費で全体を律するということは、相当矛盾が出てくると思うわけですが、その点はどうか考えておりますか。

○榎垣政府委員 この加工原料乳の再生産の確保を旨とするという場合に、その再生産の行なわれる地域というものをどう考えるかということは、法案審議の際にも詳しく御説明を申し上げたつもりでございますが、法律の第十一条の一項の第一号におきまして、「生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として農林大臣が定める」ということに相なっております。これは私が申し上げるまでもなく、芳賀先生は酪農、乳業の問題にたいへんお詳しいわけでございまして、飲用乳の比率の非常に高いところは、受け取り乳の決定的な支配力を持つものは飲用乳価であるしたがって、加工原料乳の価格水準のいかんが生産量にいかん影響を及ぼすかというところは、加工乳のウェイトの多い地域について考えることが至当であるという考え方に立つておるものでござい

ます。現実には、ただいま私どもが試算しております地域は、飲用乳の比率が全生乳の生産量の五〇%を割る地域、つまり、北海道、青森、岩手、山形、福島、長野、鳥取の一道六県の地域における生乳生産費というものを基礎といたしまして、保証価格の算定をいたしておる次第でございます。○芳賀委員 そうすると、法律でいう「生産される生乳の相当部分」というのは、いまの説明でい

うと、その都道府県の地域において生産される生乳の数量の二分の一をこえる数量が加工乳に充てられるという地域を対象にしたわけですね。

○榎垣政府委員 加工乳ということも法律上の定義で申し上げますと、逆に申せば、この制度によります不足払いの交付対象となる乳が加工乳でございまして、飲用乳でないものがすべて加工乳であるというわけには法律上はならないわけでございます。ただ、生乳の相当部分が加工乳になっておるというふうに認められる地域ということについては、認定の問題が加わりますので、私どもとしては、この際考え方として、飲用乳比率が五〇%未満の県は法律でいう主要加工原料乳地帯として認め、その地域の生産費を基礎として算定することが実質的である、また法律上もそれは許されることであるというふうに考えましたので、法律上の厳密な解釈から申しますと、多少先生の御質問と差異があるわけでございまして。

○芳賀委員 委員長に申し上げますが、統計調査部長は来ていますか。——きょうは与党の行事があるようで、時間が限定されておるので、私としてはちょっと困難するわけですが、問題点を一々あげますから、それに対して簡潔な答弁を願いたいと思ひます。

そこで、結局北海道は六県、一道六県の原料乳の主要なる生産地域を対象にして推定生産費をつくるということでありまして、価格決定上一番大きな要素となるのは、乳牛の飼育頭数ですね。一戸当たりの経営規模というものは大体乳牛何頭であるか、これがやはり生産費に大きく響くわけですが、この点については、北海道は六県のそれぞれの一戸当たりの乳牛の平均飼養頭数というのは当然わかつておると思ひますから、これを明らかにしてもいい。

次は、米価の生産費等については、反当の平均収量というものが、生産費の上では相当重要な役割りを果たすわけですから、ここでは結局一頭当たりの一年間の生乳の生産数量というものが、当然ウェイトとなるわけですね。したがって、年間生

産量というものは、同じ種類の乳牛であっても、地域によって、気候条件等によって相当違うわけですから、一頭六県別の一頭当たり一年間の生乳の平均生産量。

その次に、結局生産費の中に占める家族労働の評価というものが非常に問題になるわけでありまして、これも生産費の上から見れば、乳牛一頭当たり一年間要した家族労働時間、さらにまた生乳百キログラム当たり投下された家族労働時間等は、当然生産費となつてあらわれてくるわけですから、これも地域によってある程度の差異がありますから、北海道並びに対象六県における一頭当たりの家族労働時間並びに百キログラム当たりの家族労働時間、あわせて参考までに、雇用労働に対する時間についても明らかにされておると思ひますので、この点を明らかにしてまいりたい。

それから第四の点は、家族労働に対する評価の問題ですが、これは昨年も委員会において相当時間を費やして論議した結果、政府の責任者である赤城農林大臣が委員会において最終的な答弁をされました内容は、主要な加工乳の生産地域内における農業以外のいわゆる他産業、米価等という他産業ですね、あるいは製造業、他産業の平均的な労働賃金と、その対象地域内における自家労働というものは、均衡のとれる状態にすべきであるということが明確になつておるわけです。したがって、これは非常に大事な問題でありまして、われわれ社会党が都市均衡労働をとれという主張は、これはやはり全国規模におけるものでなければならぬわけでありまして、変則的に政府としては一頭六県を対象にするということではあれば、われわれとしては了解できませんが、そういうたてまえて生産費を作成するということになれば、その地域における、北海道並びに六県における他産業の労働というものはどういふふうになつておるか、これもやはり北海道あるいは各県によって若干の相違があると思うわけでありまして、北海道の場合には、御承知の寒冷積雪の地帯ですから、むしろ北海道だけをとり、全国平均の都市労働よりも

あるいは上回るというような数字が出てくると思ひます。しかし、東北における四県、それに長野、鳥取県等も加わつておるわけですから、これは加工乳、あるいは加工乳でなくともその道県における生乳の生産量によつて加重平均等することになるかどうかは——これは私がつくるわけではなくて、局長のほうで作業しているわけですが、とにかく北海道外六県における自家労働にたいするべき他産業の労働というものがどういふ金額になつておるかということも、明らかにしてやらなければならぬわけでありまして、

そのほか問題になる点がありますが、まず、この四点の内容について、口頭の説明でもよろしゅうございまして、そういうものは全部あるはずですから、あらかじめ資料としてこちらに出していただいて、それに基づいた説明をしてもらつてもいいと思ひます。

それからもう一点、これにあつてお伺ひしたい点は、この法律では、主要な生産地域における生乳の再生産を確保することを旨とするということになつておるが、これでは不十分であるということ、この法案が成立したとき、委員会においては附帯決議を付しまして、その内容は四点にわたつておるわけでありまして、附帯決議の第二に、「保証価格の算定に当つては、牛乳及び乳製品の需要の増大に対応して生乳の拡大再生産と生産者の適正な所得が確保されるよう配慮し、酪農民の生産意欲の昂揚に努めること」と、特に法律の運用については、それが単に単純な再生産確保というだけではなくて、需要の増大に対応できるというわけである、需要の増大にたいしては、昨年の十月十二日に農林省が公表されたいわゆる酪農近代化方針、これは六年間に生乳の生産を倍増する、北海道においては六年間に三倍にするというように、相当雄大な計画でありますから、これを実行するためにも、単なる再生産では追いつかぬわけですね。拡大再生産というか、拡大再生産というか、そういうものをこの価格決定の場合においても十分盛り込まなければ、拡大再生産ある

いは生産者の適正な所得確保ということではできないわけですから、これは特に勘案事項としてブラアルファで措置されていると思ひますから、この点についてもあわせて説明をしてもらいたいわけでありまして、

○榎垣政府委員 御質問をいただきました中で、主要加工原料乳の生産地域の飼養頭数規模別の数字、それからそれぞれの平均泌乳量、労働投下量等の数字につきましては、実は手元に持ち合はせておりまして、ただいま審議会を前にしまして資料の調製中でございますので、別途資料として御提出したいというふうに思ひます。

それから生産費における労働の評価がその問題でございますが、これはいろいろと議論の多いところであるかと存じます。私も一応審議会に諮問をいたしました場合の参考資料として提出をいたしました試算としては、主要生産地域におきまして生乳生産農家と同一市町村もしくは近傍市町村における農業臨時雇用賃金をもつて自家労働の評価をいたすという方式を用いて算定をすることといたしております。

最後に、生乳の生産拡大、酪農の振興に寄与するような価格の決定をすべきであるという御決議につきましては、私ももとより算定されました保証価格というものを農民に保証し、基準価格との差額を不足払いとして交付をするという措置をとり、飲用乳の比率をさらに需要の増大に対応して増大をしていくという措置をとりましますならば、御期待に沿ひ得ることは必ずしも困難ではなからうというふうに考えておる次第でございます。

○芳賀委員 畜産局長が、あらかじめ予定された本日のこの機会に、一番大事な資料を持ってこないとはいふのはおかしいじゃないですか。きょう突然あなたの知らぬ間に理事会できめて、さあやれということであれば、用意不十分ということもあるが、これはもう先日から出してあるわけですね。特に二十五日には畜産審議会が開かれるが、これは法律上当然審議会に諮問することになつてゐるから、委員会としてはそれとやかく言うわ

けではないですよ。しかし、この委員会において昨年精力的に審議した法律が四月一日から実施になる場合、どういふように行政責任においてこれをわれわれの考へておつたように運営するかということは、これは国会としても重大な問題です。

したがって、審議会には当然これは政府の任務として諮問するが、委員会においてこの問題を取り上げるということは、むしろ少しおそきに失してゐるわけですよ。しかし、審議会が終わつたり、あるいは価格が告示になつてからでは、これは全く手おくれということになるわけですから、きりぎりおくらしてもきりりしかないということになるわけですね。そういうことがわかつておつて、一番大事な昨年の論争点になつた問題の資料を持つてこないというのはいかしくないではないですか。榎垣さんとしてこれは善意で忘れてきたかしらぬが、ほかの局長ならことさらに忘れてきたとしかわれわれは取れぬですよ。

○榎垣政府委員 御質問の要旨はあらかじめ承つておりましたが、この問題に關します御質問は、基本的な問題から算定技術の細部にわたりますこととまで、これは正直申し上げまして、芳賀先生からいかなる御質問が出るかということとは、たいへんうかつといへばうかつでございますが、判断をいたしかねたこともございますのと、先ほど御要求がございました資料数字の内容というものは、審議会に對します参考資料として配付する一連の資料として、現在実は印刷中でございまして、そういうことから、私も自身も、それらの数字については、印刷が完備しますまでめいめいとしては持つておらない。現行の段階で私も説明を聞き、かつそれに調整といひますか、判断を加えてまいつたのでございまして、故意に資料の携行を怠つたということではございせんので、本日の夕刻までにはそれらの資料も整備をするわけでございますので、整備次第御注文の資料は御提出したいと思つております。

○芳賀委員 それでは統計調査部長が出張でおらないので、統計調査部の担当官にお尋ね

しますが、ことしの三月十八日付で、統計調査部から四十一年の牛乳生産費調査結果が速報の形で出されておるわけですね。昨年以來、統計調査部は牛乳の生産費の調査の場合に、飼養頭数別の生産費調査をやられておるわけですね。したがって、飼養頭数別の、一頭から三十頭に至るまでの各段階の生産費、あるいは全国平均というところで出ておるわけですが、これは都道府県単位に集計はされておるわけですから、おそろく私がいま畜産局長に尋ねました加工牛乳の生産費を出す場合の主要な地域、つまり北海道、青森県、岩手県、山形県、福島県、長野県、鳥取県、私は福島県がいます。局長のほうで福島県はなくなつて福島と言われたので、そのとおりだと思ひますが、この一六六県における各県の平均飼養頭数、これは当然わかつておるわけですね。それから統計調査部の調査です。都道府県単位における一頭当たりの年間を生乳生産量も当然わかつておるわけですね。都道府県別の一頭当たりの家族労働時間あるいは雇用労働時間、百キログラム当たりの労働時間等も明細にわかるわけでありまして、この一、二、三の点については、全国でなくともいいです、北海道は六県のみでいいです。それから、この際、統計調査部のほうからむしろ説明をしてもらいたい。

○堀江説明員 統計調査部の牛乳生産費は、たゞいま先生からお話しになりましたように公表いたしましたので、われわれのほうでやっております生産費の集計方法は、まず全国段階におきまして、各農家の個票を全国の階層別に集計いたしました。それでいろいろの問題点を検討いたしました。それが済みまして、今度は都道府県単位の再集計に入りますが、都道府県単位あるいはブロック単位の集計はすでに終わつて、いま検討中でございます。資料としては本日まだ公刊になつておりませんが、検討中の段階でございます。○芳賀委員 四十一年はわからないのですか。生産費は出たが、中身がわからないというのですか。

○堀江説明員 先ほど御指摘の労働時間、労働報酬、賃金等、いずれも最初に申しましたように全国段階で積み上げて、それから府県段階のものは、やはり戸数がかなり少ないものでございまして、代表性の点で、たとえば小さい階層に偏しておればこれを修正するといふふうな作業がございまして、いつも若干猶予をいたしまして、毎年速報のほかに黄色い分厚い本で公表いたしてございまして、これがちよつと検討と計算に手間どつております。それから労働時間等もそれに合せて、付帯事項として全部知れる限りのものは黄色い厚い年報で公表いたしまして、その公表のあはれは四月の中ごろには刊行になる、かような予定であります。

○芳賀委員 それでは四十一年度がいますぐ間に合わないとすれば、三十九年度の酪農基本統計というものがございまして、これは御存じだと思います。この三十九年度の基本統計では、都道府県別の飼養農家戸数、飼養頭数、一戸当たりの飼養頭数まで全部相当明細に出ておるわけですね。一年間に若干の変化はあつたとしても、その大幅な変化はないと思ひます。これによりまして、北海道は平均一戸当たり六・二頭、青森県が三・六頭、岩手県が二・七頭、山形県が一・八頭、福島県が二・四頭、長野県が二・二頭、鳥取県が二・五頭、このようにことになつておるわけですが、現在のものはこれと相違ございませんか。

○和氣説明員 県別の飼養農家数あるいは頭数につきましては、いま芳賀先生のおっしゃつた三十九年の調査が私の手元にあるわけでありまして、その後のものはまだ詳細ができておりません。○芳賀委員 統計調査部にお尋ねしますが、統計調査部の生産費の調査のほうで、食糧庁や畜産局のやる生産費の計算よりも、同じ農林省でも政策的なものを混入しないだけでも正直だと思ひます。そこで、この主要な生産地域における生産費を、推定でありますけれども、策定するということになつた場合に、この一六六県の地域が散在しておると思ひます。東北においては四県は大

体接続してあるようでありまして、長野県となる非常に飛び離れておる。あるいは鳥取県はまたずつと離れておるということになる。そういう状態の中で、県別の飼養頭数にしても、北海道は北海道全体の平均が六頭である。そのほかは三頭程度のところもあるし、二頭程度のところもある。少ないのは二頭以下というところもある。こういう非常に異なる地域の飼養頭数、したがって、これは生産量も全部載つていますが、私が局長や統計調査部に説明するならば、何も国会議員をやつては必要はないんですから、農林省の役人になつておつたほうがいいことになるので、そういうことで時間を費したくないが、そちらに何も資料がないから、やむを得ないので、地域条件とか生産条件の違つた道府県を無理やり七つなら七つ集めて、そこで適正な生産費というものが一体できるものかどうか、これを統計調査部として専門的にどう考えますか。

○堀江説明員 お答えいたします。生産費調査につきましては、御承知のとおり、地域別、頭数階層別にいろいろ差がございまして、それらをやはり地域別にも正しくする、しかも階層別にも見れるといふふうなことにあります。と、一つの県内の主要生産地域について、おむね絶対数で三十程度以上ないと、かなりの傾向を見るにも困難である、かように存じております。したがって、現在統計調査部としては、牛乳生産費は千五百戸実施はいたしておりますけれども、その後飼養形態その他が分化してまいりました。飼養頭数が、県内でも主産地に非常に形勢が明白になる、かような事態になりますれば、その地域に県内としての傾向を見れる程度の標本を配らねばいかぬ、かようなことになりまして、現在のところは、県内地域ですと、どうしても標本数が十五から十六程度の戸数になりまして、それでは傾向を見るに、正直に申しまして、ちよつと自信が持てない。そこで、既存の千五百戸のワックは一定にいたしますけれども、昭和四十一年度から大蔵省から選定がえの予算をいたしまして、加

工乳地帯と市乳地帯に分け、加工乳地帯には濃密に標本を配当するよう計画いたしております。現在までのところは、県単位では十五、六戸しか集まりませんので、やむを得ずブロック単位に集めて、階層別の平均値をまずある程度読めるものまでに仕上げて、その上で、百キログラム当たり生産費でありますれば、生産量によつて加重平均するとか、一頭当たりの飼養費でありますれば、頭数によつて加重平均する、かようなことで、現在のところ全国平均を出しております。今後の方向としては、限られた標本ではございまして、御指摘の方向によつて生産費の計算をいたしていきたい。そのための選定がえは昭和四十一年度から予定してございまして。

○芳賀委員 次に、先ほど局長から、自家労働に対する賃金の評価については、その地域における農家が雇つた臨時雇用労働によるという答弁であります。これはよくことにはけしからぬ答弁なんです。これは去年の不足払いの議事録を読みますれば、そういうことをいいますから言ひわけにはいかぬことになつておるのです。昨年も、初めのうちは、畜産局長はそういうようなことを盛んに言つておりましたが、結局それは、論理的にもそういうことは不可能である、臨時雇用労働を農家の自家労働に当てはめることは不可能である、そういうことをすべきでないといふことで、この問題は去年勝負がついておるのです。それだけなく、これは去年の五月十五日の最終的な総括質疑の中で、赤城農林大臣から委員会に明らかにしておるわけですね。その発言の点だけを引用しますと、赤城農林大臣が「御承知のように、保証価格につきましては、この法律案に規定されておりますが、生乳の生産条件及び需給状況その他の経済事情を考慮し、主要加工原料乳地帯における生乳の再生産を確保することを旨とされておるわけで、主要加工原料乳地帯における生乳の再生産、この場合の労働等の換算といひますか、どういふ労働を標準としてとるかといふことであると思ひますが、これは先般御答弁申し上げましたよう

工乳地帯と市乳地帯に分け、加工乳地帯には濃密に標本を配当するよう計画いたしております。現在までのところは、県単位では十五、六戸しか集まりませんので、やむを得ずブロック単位に集めて、階層別の平均値をまずある程度読めるものまでに仕上げて、その上で、百キログラム当たり生産費でありますれば、生産量によつて加重平均するとか、一頭当たりの飼養費でありますれば、頭数によつて加重平均する、かようなことで、現在のところ全国平均を出しております。今後の方向としては、限られた標本ではございまして、御指摘の方向によつて生産費の計算をいたしていきたい。そのための選定がえは昭和四十一年度から予定してございまして。

に、都会の製造業者、こういうものをとるデータのようなわけにはまいりません。」これは地域別にやるということ、なかなかできかねるというわけですね。「しかし、その主要加工原料乳地帯の他産業の賃金というものはやはり均衡のとれるようなものをつたはうがいんじやないか。ただ、臨時の雇いという、非常にこれは高下がありまして、高い場合もあります。また臨時でも非常に低い値段もありますが、大体は他産業のその地帯の賃金などをつたはうが私は妥当じゃないかと思ひますが、これはどうも価格決定にあたりまして相当専門的に、また審議会等におきまして十分意見を聞いて、決定しなければならぬと思ひますが、私はそういう方向がいんじやないか、こういうふうな考えでおります。これが農林省としての最終的なこの労賃に対する態度ということになるわけですね。これに對し、私がさらにだめ押しをして、「この点は、当委員会としても、非常な与野党を通じて大事な点でありますので、それでは大臣のいまの法案に対する御説明は、法律に基づいて保証価格を定める場合には、価格算定の主要な調査上の対象地域における他産業の労働賃金というものと、生乳生産者の自家労働と、均衡をさせるような配慮というものを講じて、自家労働費の評価を行なうようにしていきたい、そういうふうに理解してよろしうございませうか。」赤城大臣はこれに對して、「そういう方向には考えているのであります。具体的には米の場合にもありますように、他の製造業につきましても全部をとるとか、全部というものは全規模のことでありまして、「三十人をとるとか、五十人をとるとか、いろいろそういう問題もあります。そのほか、具体的に算定をやるときにはいろいろの資料によつて相当問題があると思ひますが、考え方は、私はそういう方向で考えたいいんじやないか、こう思ふのです。」こういふことになつてゐるのであります。その前に局長が、農林大臣がこういうような答弁をしたときに、横からそれを横取りして、臨時雇用労賃でなければならぬことを盛んに

言つた結果、私と一時間ぐらゐ議論した結果、とうとう勝負がついた———といふと、どつちが勝つたといふことになりませんが、そこは言ひませんが、そういう雇用労賃ではだめだといふことになつたのです。それをいまごろ、あすの審議会を前にして、雇用労賃を考へていましていふのはおかしいいんじやないですか。あなたがいま農林大臣であり、また総理大臣であれば別ですよ。私はそういう人格において議論をしたいと思ひますが、昨年赤城農林大臣が国会において明確にしたこの方針というものを局長の立場でくつがえすといふことは、これは絶対にできないと思ふのです。この点は政務次官から明らかにしてもらひたい。仮谷さんは昨年理事です。これは理事間で問題点を集約して、それに基づいて、私が皆さんにかわつて締めくくりに質問をやつた記録が、いま読んだ内容になつてゐるわけですね。

○仮谷政府委員 昨年の赤城大臣の御答弁、いまいよく承知いたしました。その間のいきさつはひとつ畜産局長からさらに重ねて申し上げることにして、御理解をいただきたいと思ひます。

○檜垣政府委員 四十八国会におきまして法案審議の際に、赤城前農林大臣からたゞいま速記録をお読み上げになりましたような発言がありましたことは、私も同席をいたして承知をいたしましたこと分ります。ただ、これは多少私のかつてない言ひ分になるかと思ひますが、赤城農林大臣としては、酪農業の最終的な行政運営の目標としては、酪農業に投入する自家労働が、当該地域における他産業労働と均衡するような姿に結実することが望ましいといふ政治理念を常々持つておられたことを私も承知いたしてありまして、そういう立場から、赤城農林大臣の政治的理念としての表明として、私もよく理解もできるものでございます。

現実の保証価格の算定をいかにするか、また、その際に最も重要な自家労働の評価をいかにするかといふことは、これは、私は、全農産物の価格制度についてのルールとしても、考え方として、当該農産物の商品としての性格なりあるいは

需給事情なり制度全体の仕組みなり、そういうものを十分に配慮を加へました上で、再生産確保の価格水準を政策的に決定することが妥当であるといふふうに考へるのでございます。赤城農林大臣の御発言の中には、私どもの補佐不十分の点もあつたかと思ひますが、農業臨時雇用賃金というもののが非常に不安定な性格のものを持つてゐるのではないかと、そういう御理解の上に立つての御発言であつた。御承知のように、農業臨時雇用賃金につきましても、他の一般賃金水準の動向に影響をされつつ現実の農村における労働市場の価格として、生きた労働水準として動いてゐるのであります。こういうものを使うといふことに付いては、私は赤城農林大臣がお答えになりましたことを行政的に取り上げます場合には、これは確かに表現といひますが、段階としての違いはございまして、基本的には臨時雇用労働を用ゐることにして、この点は、大臣の御発言は御発言として、政府全体として、いかなる価格水準をとることが適切であるかという判断によつて、最終的には決定するべきものかといふふうに心得ておるのでございます。

○芳賀委員 それでは現職の所管大臣がいかに責任を持つて発言をしても、それは事務当局から見れば働かない、その下におる担当の局長とか課長の考へ方が正しいといふことですか。これは重大な発言ですよ。この点だけを明らかにしていただきたいと思ひます。

○檜垣政府委員 お話は、行政府の長である大臣の判断をいし決定といふものが、最も権威あるものであり、また行政府の職員はそれに従ふべきではないかとの御趣旨の御発言かと存じますが、その点は、私もそのとおりであると存じます。ただ、価格制度の運営をどうするかといふことは、さらに政府全般として決定される方針によつては、行政長官としての御発言の中にも、直ちに実現するものとしなれないものとがあるといふことは、必ずしも例がないわけではないだらうといふふうに私は考へております。

○芳賀委員 それでは佐藤内閣としては、当時の赤城農林大臣の発言は、これは間違ひであつた、そういう統一見解がその後できたのですか。赤城はけしからぬ、農林大臣ではあるが、佐藤内閣としての政府の方針に反したような発言を農林委員会でやつたのはけしからぬといふことで、政府の最終的なそういう何か態度とか方針がその後きまつてゐるのですか。

○仮谷政府委員 お答えいたしますが、決してそういうふうにはきまつたものじやございません。私は思つておりますが、赤城大臣の昨年の答弁も、芳賀先生のいろいろの御質問に對して、大臣自體の個人的な思想といひますが、考え方申し上げました、そういう趣旨で大臣もいきたいといふふうに発言をしたのじやないかと私は思ひます。ただし、そのあとで、審議会等でも十分にやはり検討したいといふふうなことを申されてゐるわけでありまして、われわれも、そういう趣旨のもとに今後酪農問題を解決していくといふ一つの考え方を保持していることは間違ひございません。ただ、そのことを直ちに技術的にそのまゝ具体的にあらわしていくといふことになりまして、いろいろと価格決定の問題についても、他の市乳価格の問題等も比較検討せなければならぬ、技術的な面において相当困難な問題があるので、赤城大臣の発言というものは、あくまでもその趣旨は生かしていかなければならぬけれども、直ちに全面的に取り入れてやるといふことに困難がある、そういう意味で局長が答弁なさつたのじやないかと思ふのです。そういう点については、ひとつ現実の問題として御理解をいただくようお願いをいたしたいと思ひます。

○芳賀委員 これは不足払い法を最後に通すか通さぬかといふときの、最終的な締めくくりに質問を、しかも理事会において政府に對してたゞすべき問題点というものを整理して、大体七項目と思ひましたが、それを整理して、私が皆さんにかわつ

というものじゃないですよ。

○中川委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

て質疑を行なったわけなんです。ですから、これは事前に政府側にも、これこれの点について大臣から明らかにしてもらいたいということを、その場限りのやりとりではなくて、常任委員長控え室で、この附帯決議の問題とか、教次にわたって話し合いをして、修正案をどうするか、そういうことで扱った点ですから、これは大臣の所信表明に対する政策論争の場合の発言とは全然違ひのすよ。大臣の責任ある答弁をわれわれは了解したから、初めて会期切れぎりぎり参議院においても成立した経過は、これは御存じだと思ひのすよ。しかも大臣が数度にわたって、農村の臨時雇用労賃というものは非常に浮動性のものであるし、質的にも、農村の労力不足というものは臨時雇いでカバーしてあるが、内容的には、同じ臨時雇いが一日働いても、専業の農家の自家労働の質とか能率に比べた場合に、生産性において一対一というわけにはいかぬじゃないか。そういう点は、時の統計調査部長から、生産費の調査をやる場合に、臨時雇用の生産性と専業農家の労働の生産性というものをどういうふうに評価がえしたかということまで、この委員会では当時やつておるわけです。最後に、農林大臣が臨時雇用労賃は取らない、そういうものを当てはめるのはいけないということを確認して、しかし、米価のように全国規模の都市均衡労賃ということにいくのは至当であるが、主要なる生産地帯における他産業の労賃ということになると、そういう資料を一々出すということは技術的にもなかなか困難性があるので、実施までの間、十分これは調査して、そして妥当な、その地域における他産業との均衡労賃というものをまとめ上げて、そうして、保証乳価を決定する場合にはそれでやりますということを、これは確約しているのですよ。いまになってそれが違うなんというのは、これは全然問題ですよ。これは農林委員会だと思つてばかりしていると、とんでもないですよ。農林委員会だつて、予算委員会だつて、同じ権威を持っているわけですからね。農林なら気やすく何を言つてもかまわぬなん